

冥加



この記事は **検証可能な参考文献や出典** が全く示されていないか、不十分です。

出典を追加して記事の信頼性向上にご協力ください。（2014年7月）

冥加（みょうが）とは、江戸時代に山野河海などを利用したり、営業などの免許の代償として幕府や藩に対して支払った**りした租税**の一種。金銭で支払われることが多かったために、**冥加金**（みょうがきん）・**冥加永**（みょうがえい、「永」=永楽通宝）とも呼ばれている。

概要

本来、「冥加」とは冥利と同義語で、神仏からの加護の意味である。冥加の祈願あるいは冥加を受けたことに対する謝礼として寺院や神社に奉納された金銭や物資のことも「冥加」と称するようになった。後に領主権力も自己を領民の庇護者としての恩恵（国恩）を強調して、これを口実に**年貢**を納めない商工業者に対して農民の年貢に相当する冥加を求めるようになった。更に領主権力の許可が必要とされる**鉱山労働**や**鯨**などの捕獲など領主が支配する山野河海から何らかの利益を得た者からも冥加を徴収するようになった。これは農民が領主が支配する田畑で労働行為（耕作）を行って年貢を納める代償として領主からの庇護を受けるという関係をその他の領民に拡大したものとも言える。

似たような租税に**運上**が存在する。運上も商工業者などに課された租税であるが、「運上は最初から一定の金額を納付するように定められているが冥加にはそれがない」、「運上は領主が負担者に命じて納めさせるものであるが、冥加は負担者が領主による冥加である国恩に対する自主的な奉納の体裁を採っていた（もっともそれが本当に自主的であるかどうかは別問題である）」、「**小物成**・**運上**は**幕藩制**初期からの租税で、冥加は**株仲間結成**をはじめとして後世に新たに賦課されたもの」などの説があるが、実態は冥加に対しても一定額が定められる場合もあり、「運上と云も冥加永というも同様たり（中略）、何れを唱へても苦しからず」とした『**地方凡例録**』の記述に近いものであったと考えられている。

もっとも代表的なものとして株仲間の結成時に領主から独占的な営業特権を認められた代償として納める冥加がある。認可の最初の年には多額の冥加を納付（初年金初年銀）して、以後は少額の冥加を毎年納付（年々金/年々銀）することとなっていた。納付方法としては**金貨**による**金建**・**銀貨**による**銀建**及び必要に応じての両者の混合の場合があり、負担は仲間に入った各構成員が共同で負担した。**天保の改革**の際に株仲間が一時廃止された際に冥加も免除され、後に株仲間は再興されたが株仲間に対する冥加の賦課は行われなくなった。

株仲間以外にも市中の空地に家を建築したり、川岸を水揚げ場として占有したりする場合の**地子**として冥加を納める例があった。

明治維新の際の「**商法大意**」に基づいて廃止され、後に運上として復活するものや近代的な**営業税**などの形で賦課されるものもあった。

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=冥加&oldid=52390477>」から取得

最終更新 2014年7月25日 (金) 12:47（日時は**個人設定**で未設定ならば**UTC**）。

テキストは**クリエイティブ・コモンズ表示-継承ライセンス**の下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は**利用規約**を参照してください。